(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
島根県鹿足郡津和野町滝元一四〇番から同町直地字ドウドウ一七三〇番一まで	前	BA 一六・八八～五九・五一メートル	
	後	B 一一・五〇～三九・七〇メートル 一一・〇三六 一六・八八～六六・一五キロメートル 一一・〇二四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	島根県鹿足郡津和野町瀧元一八二七番二から同町直地字ドウドウ一七三〇番一まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十八日

○九州地方整備局告示第七十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十六号	鹿児島市平川町字打越四五一四番一から同市平川町字南田二九〇五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十八日

○北海道開発局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日　北海道開発局長　関　博之

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道空知郡南富良野町字落合一二五一番一から同町字落合二三四番一まで	前	二五・〇～六四・九メートル 二六・〇〇キロメートル
	後	〇・〇五九 〇・〇五九

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十一号及び四百五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道増毛郡増毛町雄冬一七六番一から同町雄冬一七六番五地先まで	前	三〇・五四～四三・九二メートル
	後	三五・四三～五四・六九キロメートル 〇・〇六八 〇・〇六八

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

三(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
稚内市大字宗谷村字富磯二七七番五から同市大字宗谷村字富磯二五三番一まで	前	二一・四〇～三七・六メートル
	後	二一・四〇～二二・六〇キロメートル 〇・一四七

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

四(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道川上郡標茶町字阿歴内原野北一線一七七番六から同町字阿歴内原野北二線一七六番一まで	前	四〇・〇〇～五〇・九五メートル	
	後	二四・五一～三八・〇六キロメートル 〇・〇八六 〇・〇八六	
北海道川上郡標茶町字阿歴内三五番一八から同町字阿歴内三四番二まで	前	三六・〇〇～一〇七・一〇メートル	
	後	三六・五〇～一〇七・六八キロメートル 〇・九四三 〇・九四三	
北海道川上郡標茶町字塘路三四八番一から同町字塘路三二一番五七まで	前	BA 二九・〇〇～六九・〇〇メートル	
	後	B 三〇・〇〇～六〇・〇〇キロメートル 〇・八五二 〇・七八七	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
		三〇・二一～五九・六七 〇・七八七	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十八日　北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号	北海道空知郡南富良野町字落合一二五一番一地内	北海道開発局及び同局旭川開発建設部
二百七十二号	北海道川上郡標茶町字阿歴内三五番一八から同町字阿歴内三四番二まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部

供用開始の期日　平成二十五年三月二十八日

○沖縄総合事務局告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十八日　沖縄総合事務局長　樋谷　裕司

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千五百四十六号那覇広域都市計画道路事業

三・三・三号真地久茂地線

三　事業施行期間　自平成十年七月三十日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし